

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年6月17日)

## 【件名】

- 青少年の健全育成に向けた取組について (子育て王国課) . . . 2

子育て・人財局

# 青少年の健全育成に向けた取組について

令和4年6月17日  
子育て王国課

青少年（18歳未満の者）を取り巻く環境は厳しさを増しており、特に新型コロナウイルス感染症の影響下において、悩みや不安の高まり、孤独・孤立の問題が生じるなど、青少年における社会課題が顕在化しています。

このため、鳥取県では青少年育成鳥取県民会議（以下「県民会議」という。）と連携し、青少年の健全育成に係る取組を県民運動として重点的に展開していますので、現在の取組状況等について報告します。

## 1 鳥取県青少年育成意識調査等について

- ・令和3年度に実施した鳥取県青少年育成意識調査において、いじめ、自死、ひきこもりやSNSに起因するトラブル、ヤングケアラー等の課題が明らかになった。
- ・また、令和4年4月1日からは民法改正に伴う成年年齢の引下げが行われ、青少年の社会生活に大きな変化が生じているため、青少年の健全育成に係る取組を重点事項として進めている。

## 2 取組状況

### (1) 鳥取県青少年健全育成条例の周知、啓発（令和3年度から）

- ・青少年の健全な育成について県民が果たす役割を定めた条例の内容の周知については、これまでは主に大人、事業者向けであったが、新たな取組として、令和3年度に小中高校生向けのチラシを作成し、小中学校等へ送付した。
- ・令和4年度は、小学生版のチラシを分かりやすい内容とするため、見直しを行った。

### (2) 成年年齢引下げに係る周知、啓発（令和4年度から）

- ・成年は様々なことを自身の意思と責任において決定でき、主体的に社会に参加できるようになる一方で、社会経験の少ない若年者における契約トラブル等が懸念されている。
- ・若年者に集中的に啓発を行うため、鳥取県と県民会議が協同して啓発チラシを作成した。

### 【鳥取県青少年健全育成条例チラシ（小学生版）】



**子どもが生き生きと成長することができる社会を目指して**  
～鳥取県青少年健全育成条例～

**1 鳥取県青少年健全育成条例とは**

鳥取県では、今後の世の中を引っぱっていく子どもが、心も体も元気に育っていくことができる社会を作っていくことを目指しています。

そのための一つの取組として、鳥取県青少年健全育成条例という決まりを作っています。

※条例：住民が守るべき決まりなどを定めたもの。住民のくらしを良くするためにひつようなことについて、住民の代表者（さん）が集まり、話し合いなどを行う「ざいかい」というところで作られます。

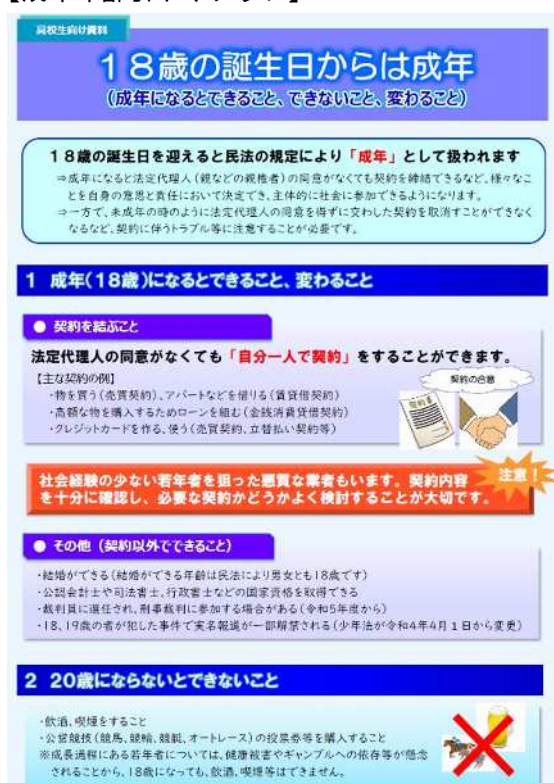
条例の決まりを守ることが、子どもの成長・安全・安心につながります。

**2 鳥取県青少年健全育成条例で決めていること**

わたしたちが生活する中には、子どもがあつかうのはふさわしくないもの、きけんなものなどがたくさんあります。条例では、これらが子どもの目にふれたりしないよう、様々な決まりを定めています。

大人向けの情報、ほんごい、ほうりよくてきな条例、人にきがいをおよぼすおそれのある道具の取扱い

### 【成年年齢引下げチラシ】



**高校生向け資料**

**18歳の誕生日からは成年**  
(成年になるとできること、できないこと、変わること)

**18歳の誕生日を迎えると民法の規定により「成年」として扱われます**

→成年になると法定代理人（親などの親権者）の同意がなくても契約を締結できるなど、様々なことを自身の意思と責任において決定でき、主体的に社会に参加できるようになります。

→一方で、未成年の時のように法定代理人の同意を得ずに交わした契約を取消することができなくなるなど、契約に伴うトラブル等に注意することが必要です。

**1 成年(18歳)になるとできること、変わること**

- 契約を結ぶこと

法定代理人の同意がなくても「自分一人で契約」をすることができます。

【主な契約の例】

- ・物を買う（売買契約）、アパートなどを借りる（賃貸借契約）
- ・高額な物を購入するためのローンを組む（金融消費貸借契約）
- ・クレジットカードを作る、使う（売買契約、立替払い契約等）

契約の台帳

**社会経験の少ない若年者を狙った悪質な業者もあります。契約内容** **注意!**  
を十分に確認し、必要な契約かどうかよく検討することが大切です。

- その他（契約以外でできること）

- ・結婚ができる（結婚ができる年齢は民法により男女とも18歳です）
- ・公認会計士や司法書士、行政書士などの国家資格を取得できる
- ・裁判員に選任され、刑事裁判に参加する可能性がある（令和5年度から）
- ・18、19歳の者が犯した事件で実名報道が一部解禁される（少年法が令和4年4月1日から変更）

**2 20歳にならないとできないこと**

- ・飲酒、喫煙をすること
- ・公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）の投票券等を購入すること

※成長過程にある若年者については、健康被害やキャンセルへの依存等が懸念されることから、18歳になっても、飲酒、喫煙等はできません。

※チラシについては、県のホームページに掲載するとともに、学校への配布、コンビニエンスストア等へ配架を行う。

### (3) SNSに起因するトラブルの防止に向けた取組（令和3年度から）

- ・SNS利用における注意点等を周知することを目的として、児童生徒等に公募して選定したSNSトラブル防止標語「とりのからあげ」を活用し、啓発を実施した。
- ・「とりのからあげ」を分かりやすく伝えるポスターデザイン等を児童生徒に募集した（鳥取県から県民会議に委託）。
- ・「とりのからあげ」啓発シールを作成し、配布した。

#### 「とりのからあげ」（言葉の頭文字を並べた標語）

- 『と』もだちが傷つくことをしない
- 『り』よう時間を決めよう
- 『の』せない個人情報
- 『か』きん（課金）しない
- 『ら』いん（ライン）は相手のことを考えて送信
- 『あ』わない SNSで知り合った人
- 『げ』（ゲ）ームソフトの年齢制限を守る



#### 「とりのからあげ」啓発キャラクター

- 愛称：からばと（小学生に公募）
- キャラクターデザイン：鳥取県交流人口拡大本部観光交流局まんが王国官房

### (4) 鳥取県立図書館での啓発展示の実施

- ・青少年の健全育成や子ども・子育てに係る施策を紹介する企画展示を鳥取県立図書館（図書館入口展示コーナー等）において継続的に実施している。

（展示時期）

第1期展示（令和4年3月～5月）

第2期展示（令和4年7月～8月）（予定）

（展示状況）



## 3 今後の取組

青少年の健全育成に係る取組を県民運動として広げていくため、鳥取県と県民会議において、地域、家庭、事業者等に働きかけを精力的に行い、活動を広げていく。

| 実施時期    | 取組内容  |
|---------|---|
| 令和4年6月～ | 青少年の健全育成に協力していただけるコンビニエンスストア等の事業者（包括連携協定締結企業）に成年年齢引下げに係る啓発チラシ等の配架を依頼。 |
|         | 家庭教育推進協力企業、鳥取県男女共同参画推進企業を鳥取県と県民会議が一緒に訪問し、資料配架等、取組の協力を依頼。              |
| 令和4年7月～ | 地域で青少年の見守り活動を行っている青少年育成推進指導員等に対する研修会で、成年年齢引下げに係る講義を実施。（県内3か所開催）       |
|         | 啓発物品（とりのからあげの団扇）を作成し、青少年に対する啓発を促進。                                    |

#### 【参考】

##### ○青少年育成鳥取県民会議

中央青少年問題協議会の意見具申等を受け、政府が提唱した「青少年育成国民運動」に連動して、鳥取県青少年問題協議会委員会で青少年の健全育成を図る民間運動の実施の必要性が確認されたのちに、鳥取県内での運動推進主体として、昭和41年9月20日に結成。

※会長：山本 仁志

会員数：団体会員149団体、個人会員118人（令和4年3月末時点）